

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)に関するお知らせ

新型コロナウイルスの影響が長期化し、失業や収入減少、食費などによる支出の増加に対する子育て世帯への支援のために、新たな給付金の支給を実施します。

1. 支給額

児童一人当たり5万円

2. 支給対象要件

①②の両方に当てはまる人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など

(令和5年2月末までに生まれた新生児を養育する場合も対象になります)

②令和4年度住民税(均等割)非課税の人または令和4年1月以降の収入が急変し、**住民税非課税相当の収入となった人**

■支給にあたっては、申請が不要な場合※1と必要な場合※2があります。

3. 給付金の支給手続き

■※1 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人

・子ども課より給付金支給に関する案内を送付します。給付金は**申請不要**で受け取れます。

・給付金の受け取りを拒否する場合は、別途「受取拒否の届出書」をご提出ください。

■※2 上記以外の人(例：高校生のみ養育している、収入が急変したなど)

・給付金を受け取るには**申請が必要**です。

・父母などがともに住民税非課税または住民税非課税相当の収入であることをご確認のうえ、「生計を維持する程度が高い者」を申請者として申請してください。

・子ども課窓口へ備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに居住地の**窓口**に**直接**または**郵送**でご提出ください。(町の申請受付開始は8月中旬以降の予定です)

(町独自)次世代エール給付金について

生活支援特別給付金に該当する人に対し、次世代を担う子どもたちへのエールを込めて、地方創生臨時交付金を活用した町独自の上乗せ給付を行います。

1. 支給額

児童一人当たり2万円

2. 支給対象要件

生活支援特別給付金の支給が決定した人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を含む)

3. 給付金の支給手続き

生活支援特別給付金の支給が決定したことをもって、次世代エール給付金の支給決定となりますので、改めて申請手続きをする必要はありません。

問 子ども課 ☎32-5078

児童扶養手当の現況届を提出してください！

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については、受給者宛てに送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きをしてください。

■提出期間

8月1日(月)～19日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

■持ち物

児童扶養手当証書・その他必要な書類



問 子ども課 ☎32-5078